

## 耐震改修補助金の流れについて

## 1. 申請前

- ・ 申請時チェックリストに基づき、申請書を作成して下さい。
- ・ 受付前に事前審査を行います。審査期間は内容にもよりますが、概ね2週間程度を見込んで下さい。
- ・ 補正完了後に受付としますので、右上の日付は空欄としてください。
- ・ 事前審査開始から交付決定（工事着工）まで、早くても1か月程度かかりますので、時間に余裕をもって申請してください。
- ・ 補助金交付決定後に、工事請負契約を締結してください。

## 2. 工事中

- ・ 工事中に市建築課担当職員が中間検査として施工状況の確認に伺います。完了後に検査できない内容を確認しますので、耐震補強工事（合板、筋交い、金物）の施工が完了したら連絡をして下さい。
- ・ 工事中に申請内容から変更が発生した場合は、必ず連絡をして下さい。内容によっては変更承認申請が必要な場合があります。
- ・ 変更承認申請が必要になった場合、変更承認申請書（様式第3）、変更したことが確認できるWeeの計算書、図面、カタログ、変更後の見積等を添付し、必要に応じて変更部分が分かるようにマーカー等で明示してください。承認工事が認められたのち、施工が可能となります。

## 3. 工事施工写真

- ・ 耐力壁全箇所、現況から完了まで（着工前、施工後）の工程写真を、撮影箇所を明示して、提出すること。
- ・ 構造用合板は、図面記載の合板厚み、ビスピッチを計測、現場検収した写真を提出すること。なお、認定工法を使用する場合は、規定の仕様が全て確認できる写真を提出すること。
- ・ 接合金物は柱頭柱脚の写真を提出すること。なお、使用金物の名称を明示すること。
- ・ 筋かいは、図面記載の筋かい厚みを計測、現場検収した写真、及び筋

かい金物状況の写真を提出すること。また、既設筋かいを耐力に計上する場合は、既設筋交いの厚みを計測した写真を提出すること。

- ・ 柱を新設する場合は、寸法を計測、現場検収した写真を提出すること。
  - ・ 屋根を葺き替える場合は、施工前・後の写真に加え、屋根材料、現場検収の写真を提出すること。
  - ・ 雨樋を改修する場合は、施工前・後の写真を提出すること。
  - ・ 土台への緊結を行った場合は、アンカーボルト設置状況を撮影した写真を提出すること。
  - ・ 基礎補強工事を行う場合は、配筋状況を撮影した写真を提出すること。
  - ・ 見積書に記載された附帯工事（仮撤去復旧等）の写真を提出すること。
- ※ 写真不足により、施工が確認できない場合は、補助金交付ができなくなる（認められない）場合があります。

#### 4. 工事後

- ・ 工事が完了したら、完了時チェックリストに基づき、すみやかに実績報告書を提出してください。
- ・ 実績報告書提出後に仕上がりの確認として、完了検査を行いますので、日程を調整してください。検査後に、耐震改修ステッカーの配布をします。
- ・ 検査終了後、実績報告書写真資料の修正後、受付としますので、実績報告書の日付は空欄としてください。
- ・ 受付後に、耐震改修証明書、補助金交付請求書等を送付しますので、補助金交付請求書を建築課に提出してください。提出後、約2週間程度で補助金が入金されます。